



2022年5月20日

各位

会社名 株式会社 識学
代表者氏名 代表取締役社長 安藤 広大
(コード番号 7049 東証 グロース)
問合せ先 取締役経営推進部長 佐々木大祐
(TEL: 03-6821-7560)

第3回新株予約権(時価発行新株予約権信託)の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日付の取締役会におきまして、2020年8月11日に発行した時価発行新株予約権信託を利用した第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」）につきまして、下記のとおり全てを無償で取得し、これを消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の取得及び消却の概要

(1) 新株予約権の名称	株式会社識学第3回新株予約権
(2) 取得価額及びその総額	本新株予約権1個当たり100円（総額600,000円）
(3) 取得及び消却する新株予約権の数	6,000個
(4) 消却した後に残存する新株予約権の数	0個

※発行したすべての新株予約権が交付がなされず未行使のまま消却されることとなります。

2. 新株予約権の取得及び消却の理由

(1)本新株予約権の発行理由及び権利行使条件

2020年7月22日付「第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ」で発行した本新株予約権は、多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額とより高いガバナンス水準を備えた企業へと成長する、すなわち東証プライム市場への市場変更を実現することを前提とした下記の業績条件を権利行使条件として設定しておりました。

【当初設定していた権利行使条件】

(a) 2022年2月期から2023年2月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、4,400百万円を超過し、かつ、同期間に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出される EBITDA が、1,000百万円を超過した場合：

行使可能割合 40%

(b) 2023 年 2 月期及び 2024 年 2 月期の事業年度に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出される EBITDA の累計額が、2,500 百万円を超過した場合 :

行使可能割合 60%

(c) (a)及び(b)いずれの条件も満たした場合 :

行使可能割合 100%

(2)本新株予約権の取得及び消却の決定理由

(1)に記載の理由により本新株予約権を発行したものの、当社が 2022 年 4 月 14 日付で公表いたしました「中期経営計画(2023-2025)」において、当社グループは経営戦略を変更し、2026 年 2 月期以降の売上高成長率 30%の継続が可能な体制を構築するために、2023 年 2 月期～2025 年 2 月期における大規模な先行投資を織り込んだ営業利益計画を公表いたしました。また、2025 年 2 月期までの 3 カ年においては、着地の営業利益が上振れる可能性がある場合であっても、着地の営業利益が計画数値を超過する金額相当を先行投資へ配分する投資方針とすることを公表しております。

上記の経営戦略の方針転換により、本新株予約権の権利行使条件として設定していた業績条件のうち、営業利益の条件を満たす見込みがなくなりました。

そのため、本新株予約権を無償で取得し、消却することを決定いたしました。

3. 新株予約権の取得日及び消却日

2022 年 5 月 31 日

4. 今後の見通しについて

本新株予約権の取得及び消却が当期の業績に与える影響は軽微であります。

(参考)本新株予約権の概要

(1)	割 当 日	2020 年 8 月 11 日
(2)	発行新株予約権数	6,000 個
(3)	発 行 価 額	600,000 円 (新株予約権 1 個につき 100 円)
(4)	当該発行による 潜在株式数	600,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
(5)	資 金 調 達 の 額	744,000,000 円 (差引手取概算額: 733,000,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 600,000 円 新株予約権行使による調達額: 743,400,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予

		約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1株当たり1,239円(固定)
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	受託者竹村淳に対して第三者割当の方法によって行います。

※本新株予約権の発行内容の詳細は、2020年7月22日付「第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ」のP1～P3を参照ください

以 上